

1 環境影響評価の概要

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【山梨県】（平成 26 年 8 月）」（以下、「評価書【山梨県】」という。）において選定した対象事業に係る環境要素ごとに、調査、予測及び評価についての結果の概要は、表 1-1 に示すとおりである。

これらの結果から、環境保全措置を実施することによって、環境への影響について実行可能な範囲で回避又は低減が図られ、環境の保全について適正な配慮がなされている事業であると総合的に評価した。

なお、山梨リニア実験線での成果を含め、工事期間中に新たな環境保全技術が得られた場合には、できる限り取り入れるよう努める。

表1-1(1) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目 環境要素の区分	影響要因の区分	調査結果 予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
大気環境 大気質	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	【文献調査】 気象(風向・風速)は、最近1年間(平成24年5月16日～平成25年5月15日)と過去10年間を比較するとほぼ同様の傾向であった。 二酸化窒素は、日平均値の年間98%値が0.022～0.030ppm、浮遊粒子状物質は、日平均値の2%除外値が0.040～0.053mg/m ³ であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。 【現地調査】 二酸化窒素は、日平均値の最高値が0.008～0.019ppm、浮遊粒子状物質は、日平均値の最高値が0.029～0.046mg/m ³ であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。	二酸化窒素は、日平均値の年間98%値が0.012～0.051ppm、浮遊粒子状物質は、日平均値の年間2%除外値が0.037～0.060mg/m ³ と予測され、環境基準を下回っている。 二酸化窒素は、日平均値の年間98%値が0.022～0.030ppm、浮遊粒子状物質は、日平均値の2%除外値が0.040～0.053mg/m ³ であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。	排出ガス対策型建設機械の採用 工事規模に合わせた建設機械の設定 建設機械の使用時における配慮 建設機械の点検及び整備による性能維持 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制 工事従事者への講習・指導 工事の平準化	二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに、予測値は環境基準を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響について低減が図られていると評価する。
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	(建設機械の稼働)より。	【文献調査】 二酸化窒素は、日平均値の最高値が0.007～0.024ppm、浮遊粒子状物質は、日平均値の最高値が0.031～0.046mg/m ³ であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。	二酸化窒素は、日平均値の年間98%値が0.013～0.029ppm、浮遊粒子状物質は、日平均値の年間2%除外値が0.039～0.058mg/m ³ と予測され、環境基準を下回っている。	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 環境負荷低減を意識した運転の徹底 揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制 工事従事者への講習・指導 工事の平準化	二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに、予測値は環境基準を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響について低減が図られていると評価する。	

表 1-1(2) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目		調査結果 予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
	環境要素の区分	環境要素の区分				
大気環境	大気質	粉じん等	建設機械の稼動 【文献調査】 気象（風向・風速）は、最近1年間（平成24年5月16日～平成25年5月15日）と過去10年間を比較するとほぼ同様の傾向であった。	工事規模に合わせた建設機械の設定 工事現場の清掃及び散水 仮囲いの設置 工事に伴う改変区域ができる限り小さくする 工事の平準化	降下ばいじん量の予測値は参考値を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働に係る粉じん等の環境影響について低減が図られていると評価する。	降下ばいじん量の予測値は参考値を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働に係る粉じん等の環境影響について低減が図られていると評価する。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		降下ばいじん量は、最大で1.94t/km ² /月と予測され、参考値を下回っている。	荷台への防じんシート敷設及び散水 資材及び機械の運搬に用いる車両の出入口、周辺道路の清掃及び散水、タイヤの洗浄 工事の平準化	降下ばいじん量の予測値は参考値を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等の環境影響について低減が図られていると評価する。	降下ばいじん量の予測値は参考値を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等の環境影響について低減が図られていると評価する。
騒音	建設機械の稼動		【現地調査】 一般環境騒音は、騒音レベルの90%レンジの上端値（L _{A90} ）について、90dB、夜間41～58dB、夜間33～55dB、等騒音レベル（L _{Aeq} ）については昼間38～56dB、夜間32～52dBであった。	主な建設機械による工事範囲境界から0.5m離れた位置での騒音は68～83dBと予測され、規制基準を下回っている。 工事規模に合わせた建設機械の設定 建設機械の使用時ににおける配慮 建設機械の点検及び整備による性能維持 工事に伴う改変区域ができる限り小さくする 工事従事者への講習・指導 工事の平準化	騒音の予測値は規制基準を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働に係る騒音の環境影響について低減が図られていると評価する。	騒音の予測値は規制基準を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働に係る騒音の環境影響について低減が図られていると評価する。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		【現地調査】 道路交通騒音は、等価騒音レベル（L _{Aeq} ）については昼間59～70dB、夜間50～67dBであり、環境基準の類型がある地点では環境基準を下回っていた。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音は59～70dBと予測され、環境基準を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 環境負荷低減を意識した運転の徹底 工事従事者への講習・指導 工事の平準化	騒音の予測値は環境基準を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の環境影響について低減が図られていると評価する。	騒音の予測値は環境基準を下回っている。

表1-1 (3) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	環境要素の区分 項目	環境要素の区分 項目	影響要因の区分	調査結果 （地下 列車の走行）	予測結果 （市町の主な代表地点における騒音 は62～79dB、路線近傍の学校、 病院等が存在している予測地点に おける騒音は、62～77dBと予測さ れた。）	環境保全措置 （防音壁、防音防災フードの設置 防音壁、防音防災フードの目地の維持管理 の徹底）	評価結果 （評価の指標となる「新幹線鉄道 騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策（個別家屋対策）、土地利用対策等の 各種施策を総合的に推進するに際しての行政上の目標となるべきものとされている。また、「新幹線鉄道騒音対策要綱」（昭和51年3月5日閣議了解）においても、音源対策、障害防止対策、沿線地域の土地利用対策等の対策実施を強力に推進するものとされている。）	事後調査計画 （計画しない。）
大気環境 騒音	列車の走行する場合を除く。）	列車の走行（地下 【現地調査】 一般環境騒音は、騒音レベルの 90%レンジの上端値（ L_{A90} ）につい ては昼間41～58dB、夜間33～55dB、 等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）については 昼間38～56dB、夜間32～52dBであ った。	市町の主な代表地点における騒 音は62～79dB、路線近傍の学校、 病院等が存在している予測地点に おける騒音は、62～77dBと予測さ れた。	市町の主な代表地点における騒 音は62～79dB、路線近傍の学校、 病院等が存在している予測地点に おける騒音は、62～77dBと予測さ れた。	市町の主な代表地点における騒 音は62～79dB、路線近傍の学校、 病院等が存在している予測地点に おける騒音は、62～77dBと予測さ れた。	防音壁、防音防災フードの設置 防音壁、防音防災フードの目地の維持管理 の徹底	評価の指標となる「新幹線鉄道 騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策（個別家屋対策）、土地利用対策等の 各種施策を総合的に推進するに際しての行政上の目標となるべきものとされている。また、「新幹線鉄道騒音対策要綱」（昭和51年3月5日閣議了解）においても、音源対策、障害防止対策、沿線地域の土地利用対策等の対策実施を強力に推進するものとされている。	評価の指標となる「新幹線鉄道 騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策（個別家屋対策）、土地利用対策等の 各種施策を総合的に推進するに際しての行政上の目標となるべきものとされている。また、「新幹線鉄道騒音対策要綱」（昭和51年3月5日閣議了解）においても、音源対策、障害防止対策、沿線地域の土地利用対策等の対策実施を強力に推進するものとされている。

表 1-1 (4) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
	環境要素の区分	環境要素の区分					
大気環境 騒音	列車の走行（地下 を走行する場合を 除く。）	影響要因の区分	したがって、連続した防音壁区間を確保するため、新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要がある箇所には該当しない、河川部、農用地、工業専用地域などつている区間の他、これらに挟まれた比較的家屋の少ない区間にについても防音壁とすることを想定している。仮に、こうした場所について類型指定がなされる場合、II類型であつたとしても防音壁という音源対策だけでは基準を達成することはできないため、新幹線計画と整合した開発の抑制や公共施設（道路、公園、绿地等）の配置といった土地利用対策を関係機関に要請していくが、それらの対策によつても環境基準が達成できない場合には、障害防止対策（個別家屋対策）を実施することにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持して、基準との整合を図っていく。	したがって、連続した防音壁区間を確保するため、新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要がある箇所には該当しない、河川部、農用地、工業専用地域などつている区間の他、これらに挟まれた比較的家屋の少ない区間にについても防音壁とすることを想定している。仮に、こうした場所について類型指定がなされる場合、II類型であつたとしても防音壁という音源対策だけでは基準を達成することはできないため、新幹線計画と整合した開発の抑制や公共施設（道路、公園、绿地等）の配置といった土地利用対策を関係機関に要請していくが、それらの対策によつても環境基準が達成できない場合には、障害防止対策（個別家屋対策）を実施することにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持して、基準との整合を図っていく。	これらの点を踏まえて、音源対策としての環境対策工の配置については、関係機関による土地利用対策の考え方とも勘案し、現状の住居等の分布状況や土地利用の状況に基づいて、県および沿線市町と協議して決定し、計画の進歩に合わせて今後各段階で実施する説明会等の場で住民の皆様に説明し、ご理解を深めて頂く考え方である。また、土地利用対策については、昭和 50 年に環境庁大臣直属から各都道府県の知事に通知された環大特第 100 号において、「新幹線鉄道沿線地域を含む土地利用計画を決定し、又は変更しようとするとする場合は、この基準の維持達成に資するよう配慮すること」とされていることから、工事期間中や供用後を含め、この趣旨に沿つた取扱いが継続して進められるよう、関係機関に協力を要請していく。	計画しない。	

表1-1(5) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目 環境要素の区分	影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
大気環境 騒音	列車の走行（地下 を走行する場合を 除く。）					完成後は、環境対策工の配置を 踏まえて測定地点を選定し、騒音 との整合が図られていない場合は、原因を究明のうえ、必要な環 境保全措置を講じていく。 なお、学校については、環境基準 を達成するよう配慮を行つてい る。また、直接改変される中道北 小学校及び田富北小学校について も、環境基準を達成するよう今後 の対応において配慮を行つてい く。	計画しない。
振動	建設機械の稼働	【現地調査】 一般環境振動は昼間25未満～ 31dB、夜間25未満～25dBであった。 主な建設機械による工事範囲境 界における振動は63～74dBと予測 され、規制基準を下回っている。	低振動型建設機械の採用 工事規模に合わせた建設機械の設 定	建設機械の使用における配慮 建設機械の点検及び整備による性 能維持 工事に伴う改変区域をできる限り 小さくする 工事従事者への講習・指導 工事の平準化	振動の予測値は規制基準を下回 っている。 また、左記の環境保全措置を確 実に実施することから、建設機械 の稼働に係る振動の環境影響につ いて低減が図られていると評価す る。	振動の予測値は規制基準を下回 っている。	計画しない。
	資材及び機械の運 搬に用いる車両の 運行	【現地調査】 道路交通振動は昼間25未満～ 42dB、夜間25未満～33dBであり、要 請限度を下回っていた。	資材及び機械の運搬に用いる車両 の運行による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両 の運行計画の配慮 環境負荷低減を意識した運転の徹 底 工事従事者への講習・指導 工事の平準化	振動の予測値は要請限度を下回 っている。 また、左記の環境保全措置を確 実に実施することから、資材及び 機械の運搬に用いる車両の運行に 係る振動の環境影響について低減 が図られていると評価する。	振動の予測値は要請限度を下回 っている。	計画しない。	

表 1-1(6) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素の区分	項目	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
環境要素の区分	環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境 振動	列車の走行（地下を走行する場合を除く。）	【現地調査】一般環境振動は屋間25未満～31dB、夜間25未満～25dBであった。	市町の主な代表地点、路線近傍の学校、病院等が存在している予測地点における振動は62dB未満と予測され、環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について「新幹線勧告値」（以下、「新幹線勧告値」）を下回っている。	軒支承部の維持管理の徹底ガイドウェイの維持管理の徹底	振動の予測値は新幹線勧告値を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に係る振動の環境影響について低減が図られていると評価する。	計画しない。
微気圧波	列車の走行（地下を走行する場合に限る。）	予測地点における振動は48dB未満と予測され、新幹線勧告値を下回っている。	ガイドウェイの維持管理の徹底	振動の予測値は新幹線勧告値を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、列車の走行（地下を走行する場合に限る。）に係る振動の環境影響について低減が図られていると評価する。	計画しない。	計画しない。
	列車の走行（地下を走行する場合を除く。）	【文献調査】トンネル及び防音防災フードの出入り口付近に住居、耕作地、樹林地、工場が分布している。	緩衝工の設置	緩衝工端部中心からの距離20m、50m、80mの予測値は42Pa、28Pa、18Paと予測する。	緩衝工の設置	緩衝工端部中心から20mの距離においては50Pa以下である。また、緩衝工端部中心から80mの距離においては最大でも20Paを下回ることから、今後、路線近傍の住居分布等の周辺環境に留意し、トンネル、防音防災フードの配置に応じて適切な位置に緩衝工を設置し、必要な延長を確保することにより、「トンネル坑口緩衝工の設置基準案」に示された基準値との整合が図されることを確認した。
	列車の走行（地下を走行する場合に限る。）				また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、列車の走行に係るトンネル及び防音防災フードの出入口から発生する微気圧波の環境影響について低減が図られていると評価する。	

表1-1(7) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目		影響要因の区分	調査結果 予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
	環境要素の区分	環境要素の区分					
水環境	水質	水の濁り	切土工等又は既存の工作物の除去による発生する濁水は、沈砂池等による処理のほか、必要に応じ、水質汚濁防止法に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公用用水域へ排水することから、周辺公共用海域への水の濁りの影響は小さいと予測する。	【文献調査】 対象事業実施区域及びその周囲で測定されている河川のうち、環境基準の類型が指定されている河川については環境基準を達成していない。 【現地調査】 調査した河川のうち、環境基準の類型が指定されている河川についてには環境基準を達成している。	工事排水の適切な処理 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 仮縫切工の実施 水路等の切回しの実施 工事排水の監視 処理装置の点検・整備による性能維持	左記の環境保全措置を実施することから、切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁りの環境影響の回避又は低減が図られると評価する。	計画しない。
	トンネルの工事		トンネルの工事に伴う地下水の湧出により発生する濁水は、必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、水質汚濁防止法に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公用用水域へ排水することから、公共用海域の水の濁りの影響は小さいと予測する。	工事排水の適切な処理 工事排水の監視 処理装置の点検・整備による性能維持 放流時の放流箇所及び水温の調整	左記の環境保全措置を実施することから、トンネルの工事に係る水の濁りの環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。	計画しない。	計画しない。
	工事施工ヤード及び工事用道路の設置		工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い発生する濁水は、沈砂池等による処理のほか、必要に応じ、水質汚濁防止法に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をしてから公用用水域へ排水することから、公用用水域の水の濁りの影響は小さいと予測する。	工事排水の適切な処理 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 工事排水の監視 処理装置の点検・整備による性能維持	左記の環境保全措置を実施することから、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁りの環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。	計画しない。	計画しない。

表 1-1(8) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
	環境要素の区分	環境要素の区分					
水環境	水質	水の汚れ	切土工等又は既存の工作物の除去 で測定されている河川のうち、環境基準の類型が指定されている河川について、一部の河川では環境基準を達成していない。	【文献調査】 対象事業実施区域及びその周囲で測定されている河川のうち、環境基準の類型が指定されている河川について、一部の河川では環境基準を達成していない。 【現地調査】 調査した河川のうち、環境基準の類型が指定されている河川について、一部の河川では環境基準を達成していない。	工事排水の適切な処理 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 仮縫切工の実施 水路等の切回しの実施 工事排水の監視 工事排水装置の点検・整備による性能維持 工事排水の適切な処理 工事排水の監視 処理装置の点検・整備による性能維持 放流時の放流箇所及び水温の調整	左記の環境保全措置を実施する ことから、切土工等又は既存の工作物の除去に伴う水の汚れの環境影響の回避又は低減が図られるとして評価する。 左記の環境保全措置を実施する ことから、トンネルの工事に伴う水の汚れの環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。	計画しない。 計画しない。
	トンネルの工事						

表 1-1(9) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目		影響要因の区分	調査結果 予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
	環境要素の区分	環境要素の区分					
水環境	水底の底質	切土工等又は既存の工作物の除去	【文献調査】 文献調査に加え、関係自治体等へのヒアリングを行った結果、工事の実施に伴い河床の掘削を行う箇所、獨川、荒川、金無川、畔沢川及び早川では、過去及び現在において水底の底質の汚染は認められなかった。	文献調査の結果、予測地點において、水底の底質の汚染は認められなかった。また、本事業では工事の実施において有害物質を新たに持ち込む作業は含まれていないことから、切土工等又は既存の工作物の除去に係る水底の底質への影響はないと予測する。	河川内工事における工事排水の適切な処理	左記の環境保全措置を実施することから、水底の底質への環境影響は回避又は低減が図られていると評価する。	計画しない。
地下水の水質及び水位	トンネルの工事	【文献調査】 文献調査の結果、文献が確認できた6箇所については、地下水の水質汚染は確認されなかった。また、地下水位に関する文献は存在しなかった。 【現地調査】 現地調査の結果、調査地點においては、地下水の水質汚染は確認されなかった。	地下水の水質については、影響を及ぼす要因としてトンネルの工事を及ぼす要因としてトンネルの工事を想定されるが、「薬液注入工法による建設工事に関する暫定指針」等に基づき実施することから地下水の水質への影響は小さいと考えられる。自然由来の重金属等及び地下水の酸性化は、文献調査及び現地調査結果により確認されていない。さらに、地下水の酸性化は「8-3-3土壤汚染」から、酸性化する恐れのある地盤は確認されていない。また、鉄道施設（トンネル）の存在においては、地下水の水質に影響を及ぼす要因はない。以上より地下水の水質には小さないと予測する。	薬液注入工法における指針の順守 適切な構造及び工法の採用	左記の環境保全措置を確実に実施することから、地下水に係る環境影響の低減が図られていると評価する。	井戸の水位 湧水の水量 水質 (水資源で実施)	
	鉄道施設（トンネル）の存在						

表 1-1(10) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分 項目	影響要因の区分		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画	
	環境要素の区分	環境要素の区分						
水環境	地下水の水質及び水位				地下水の水位については、丹沢山地、巨摩山地、赤石山脈では地質や水質の状況から、山岳トンネルにおける掘削に伴い切羽やトンネル側面に露出した岩盤の微小な亀裂や割れ目から地下水が坑内に滲出するが、トンネル内に湧出する地下水はトンネル周辺の限られた範囲に留まり、それ以外の深層の地下水や浅層の地下水への影響は小さいと考えられる。一部で断層付近の破碎帯等、地質が脆弱な部分を通過することがあり、状況によつては工事中に集中的な湧水が発生する可能性がある。また、一部で浅層部を通過する場合も同様に、湧水が発生する可能性がある。これらに対しては安全性、施工性の観点から必要に応じて先進ボーリング等を実施することと/orその性状を確認し、トンネル内の湧水量を低減させるための補助工法を用いる等の措置を講ずるもの、破碎帯等の周辺の一部においては、地下水の水位への影響の可能性はあると考えられる。以上より、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による地下水の水位への影響は、トンネル区间全般としては小さいものの、破碎帯等の周辺の一部においては、地下水の水位へ影響を及ぼす可能性があるものと予測する。			

表1-1(11) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目 環境要素の区分	調査結果 影響要因の区分	予測結果 【定性的予測結果】	環境保全措置 工事排水の適切な処理 工事排水の監視 処理施設の点検・整備による性能維持 適切な構造及び工法の採用 薬液注入工法における指針の順守 地下水等の監視 応急措置の体制整備 放流箇所及び水温の調整 代替水源の確保	評価結果 一部の地域において影響がある と予測したものとの、左記の環境保全措置を確実に実施することから、水資源に係る環境影響の低減が図られていると評価する。	事後調査計画
水環境	水資源	トンネルの工事 【文献調査】 調査地域の中で飲料用水の利用が14点、農業用水の利用が1点、水産用水として内水面漁業権が1件、工業用水の利用が2点、温泉が3点、発電用水が2箇所の発電所で確認された。	トンネルの計画路線は公共用水源を回避しており、水資源への直接的な変更は生じない。 公共用水域の水質に係る水資源への影響については、トンネル工事に伴い発生する漏水及びアルカリ排水等は、発生水量を考慮した漏水処理設備及び污水处理設備を設置し、排出基準を踏まえ適切に排水するため、影響は小さいと予測する。 地下水の水質については、影響を及ぼす要因としてトンネルの工事における薬液注入工法が想定されるが、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」等に基づき実施することとしている。自然由来の重金属等及び地下水中の酸性化は、文献調査及び現地調査結果により確認されていない。さらに、地下水の酸性化については「8-3-3土壤汚染」から酸性化する恐れのある地盤は確認されていない。以上より、地下水の水質に係る水質等への影響は小さいと予測する。 地下水の水位については、「8-2-3地下水の水質及び水位」に記載の通り浅層及び深層の帯水状態が異なるところと考えられ、破碎帯等の周辺の一部及び一部の浅層通過時ににおいては、水資源への影響を及ぼす可能性がある。以上より、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による地下水の水位への影響は、トンネル区間全般としては小さいものの、破碎帯等の周辺の一部においては、水資源への影響を及ぼす可能性があるものと予測する。	【水吸支解析による予測結果】 赤石山脈については、南アルプスを通過することに鑑み、水吸支解析による予測を行った。予測対象とした発電所2箇所については、発電所が取水している河川の内、一部の河川流量が減少するものの、取水河川の全体水量への影響は小さいため、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による影響は小さいと予測する。また、簡易水道水源については、影響は無ないと予測する。なお、今回の河川流量の予測は、覆工コンクリート、防水シート及び薬液注入等の環境保全措置を何も実施しない最も厳しい条件下での計算の結果であり、事業の実施にあたってはさまざまな環境保全措置を実施することから、河川流量の減少量を少くできると考えている。		

表1-1(12) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
	環境要素の区分	環境要素の区分					
土壤に係 る地形そ の他の環 境	重要な地形及び地質	影響要因の区分	【文献調査】 対象事業実施区域及びその周囲 の自然公園の指定状況は、県立自 然公園が1箇所指定されている。 対象事業実施区域及びその周囲に 現存する重要な地形及び地質は6 件が存在し、地形及び地質に係る 文化財保護法及び文化財保護条例 に指定されている天然記念物が1 件存在する。また、現地踏査により、「地形等 の概要」や「重要な地形の特性」等 を整理した。	工事施工ヤード及び工事用道路の設 置	地形の改変ができる限り小さくし た工事施工ヤード及び工事用道路 の計画を一部改修して利用する等、極力 地形の改変を行わないこと で、更なる環境影響の低減を図る ものとした。また、できる限り既 存の工事施工ヤードや造成区域を 活用する計画とすることで、更な る環境影響の低減を図るものとし た。これらが改変される範囲につ いては、それぞれ重要な地形及 び地質の全域に比べて小さく、地 形及び地質としての特徴は広く残 される。したがって、工事施工ヤ ード及び工事用道路（発生土置き 場等含む）の設置に伴う重要な地 形及び地質への影響の程度は小さ いと予測する。	一部の地域において影響がある と予測したものとの、左記の環境保 全措置を確実に実施することか ら、回避又は低減が図られている と評価する。	

表1-1(13) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目		影響要因の区分	調査結果 予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
	環境要素の区分	環境要素の区分					
土壤に係 る環境そ の他の環 境	重要な地形及び地質	鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電所、保守基地）の存在	地形の改変をできる限り小さくした鉄道施設の構造の選定	地形の改変をできる限り小さくした坑口部においては、重い地形及び地質をできる限り小さくした坑口構造を選定することにより、更なる環境影響の低減を図るものとした。また、計画路線の構造形式は、極力改変面積の小さい高架橋、橋梁を選定することでの、更なる環境影響の低減を図るものとした。なお、これらが改変される範囲は、それぞれの重要な地形及び地質の全域に比べて小さく、地形及び地質としての特徴は広く残され、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電所、保守基地）の完成後には、新たに地形を変化させることがない。なお、計画路線と交差する県立南アルプス巨摩自然公園は、トンネルで通過するため、自然公園等を改変することはない。したがって、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電所、保守基地）の存在に伴う重要な地形及び地質への影響の程度は小さいと予測する。	予測したものの、左記の環境保全措置を確実に実施することから、回避又は低減が図られていると評価する。	一部の地域において影響があると予測したものの、左記の環境保全措置を確実に実施することから、回避又は低減が図られていると評価する。	計画しない。

表 1-1(14) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目		影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
	環境要素の区分	環境要素の区分						
土壤に係 る環境そ の他の環 境	地盤沈下	トンネルの工事	【文献調査】 対象事業実施区域及びその周囲 は、地盤沈下あるいはそのおそれ のある地域になっておらず、地盤 沈下の状況を示す水準点における 測量も行われていない。	岩盤では、地山が安定している ため地盤沈下の発生するおそれは ないと予測する。また、土被りが 小さい区間等で地山が緩むおそれ のある箇所では、地質の状況に応 じて適切な補助工法を採用し、地 山の安定を確保するため、地盤沈 下は小さいと予測する。	適切な構造及び工法の採用	左記の環境保全措置を確実に実 施することから、トンネルの工事 に伴う地盤沈下に係る環境影響の 回避又は低減が図られていると評 価する。	地表面の沈下量	
土壤汚染	切土工等又は既存 の工作物の除去	【文献調査】 対象事業実施区域（既設区間を 除く）には、土壤汚染対策法に基 づく要措置区域及び形質変更時要 届出区域、農用地の土壤の污染防治 等に関する法律に基づく農用地 土壤汚染対策区域及びダイオキシ ン類対策特別措置法に基づくダイ オキシン類土壤汚染対策地域に指 定されている地域は存在しない。 なお、関係自治体等へのヒアリン グを実施した結果、過去に土壤汚 染及び地下水汚染に関する問題と なった事例及び土壤汚染に関する 苦情は発生していない。対象事業 実施区域及びその周囲には、鉱区 (探掘権、試掘権)が5件確認さ れ、この内1件は重金属に係るも のであった。関係自治体へヒアリ ング及び文献調査を実施した結 果、早川町茂倉地区で鉱山に関す る記録が確認された。	切土工等又は既存の工作物の除 去に伴う汚染土壤の要因として は、汚染された発生土の搬出によ る汚染、汚染された土砂の搬入に による汚染及び薬液注入による汚染 が考えられる。	有害物質の有無の確認と基準不適 合土壤の適切な処理 薬液注入工法における指針の順守 発生土を有効利用する事業者への 土壤汚染に関する情報提供の徹底 仮置場における掘削土砂の適切 な管理 工事排水の適切な処理	左記の環境保全措置を確実に実 施することから、切土工等又は既 存の工作物の除去に伴う土壤汚染 を回避できると評価する。	計画しない。	計画	

表1-1(15) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目		影響要因の区分	予測結果	調査結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
	環境汚染	土壤要素の区分						
土壤に係 る環境そ の他の環 境	トンネルの工事	トンネルの工事	トンネルの工事に伴う土壤汚染 の要因は、汚染された発生土の搬 出による汚染及び薬液注入による 汚染が考えられる。 汚染された発生土の搬出による汚 染は、現地調査の結果、計画路線 の周辺に鉱山（早川町茂倉）が確 認されたことから、この周辺から 掘削される発生土には、土壤汚染 対策法の指定基準に適合しない自 然由来の重金属等の存在するおそ れがある。しかしながら、鉱山（早 川町茂倉）の周辺を通過するトン ネル工区では、今後、事前調査の 結果等を踏まえて詳しく調査をす べき地質を絞り込み、絞り込んだ 箇所は自然由来の重金属等の溶出 特性等に關する調査を実施すると ともに、工事中には発生土等の調査を 定期的に実施する。指定基準に合 しない発生土及び酸性化のおそれ がある発生土は、選別して適切 な現場管理を行うとともに、土壤 汚染対策法等の関連法令等に基づ き処理、処分する。薬液注入工が 必要と判断される場合は、「薬液注 入工法による建設工事の施工に關 する暫定指針」に基づき工事を実 施する。以上のことから、トンネ ルの工事に伴う土壤汚染はないと 予測する。	発生土に含まれる重金属等の定期 的な調査 仮置場における掘削土砂の適切な 管理 工事排水の適切な処理 薬液注入工法における指針の順守 発生土を有効利用する事業者への 土壤汚染に関する情報提供の徹底	左記の環境保全措置を確實に実 施することから、トンネルの工事 に伴う土壤汚染を回避できると評 価する。	左記の環境保全措置を確実に実 施する計画しない。		

表 1-1(16) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目 環境要素の区分	影響要因の区分	調査結果		環境保全措置	評価結果	事後調査計画
			【文献調査】 鉄道施設(嵩上式、 駅、変電所、 保守基地) の存在	予測結果			
土壤に係 る環境そ の他の環 境	日照阻害	鉄道施設(嵩上式、 駅、変電所、 保守基地) の存在	【文献調査】 地形調査により、土地利用及び 地形関連の文書、資料を収集し、 整理した。また、文献調査の補完 のため、現地踏査を行い、土地利 用の状況、日影の発生に係る地形 の状況を調査した。	鉄道施設(嵩上式、駅)の周囲の 一部で日照阻害が生じると予測さ れる。また、鉄道施設(変電所、保 守基地)の周囲では、山梨県建築 基準条例第21条による規制を超 える日影は生じないと予測する。	鉄道施設(嵩上式、駅)の構造物の 形式・配置等の工夫 鉄道施設(変電所、保守基地)の配 置等の工夫	左記の環境保全措置を確実に実 施するこじから、鉄道施設(嵩上 式、駅、変電所、保守基地)の存 在による日照阻害に係る環境影響 の回避又は低減が図られていると 評価する。	計画しない。
	電波障害	鉄道施設(嵩上式、 駅、変電所、 保守基地) の存在	【文献調査】 計画路線周辺にあるテレビビジ ョン電波の送信所は4箇所ある。 【現地調査】 計画路線周辺の現在の受信状況 は、上野原市を除く全域で概ね良 好な電界強度である。上野原市は 一部の受信局において受信不能で あつた。画質評価においても電界 強度と同様の傾向を示す。	鉄道施設(嵩上式、駅、変電所、 保守基地)が新たに出現すること により、一部地域を除き電波遮断 障害の発生が予測される。遮断障 害の影響範囲は計画路線から10~ 23mと予測される。	受信施設の移設又は改良 鉄道施設(変電所、保守基地)の配 置等の工夫 鉄道施設(嵩上式、駅)の構造物の 形式・配置等の工夫 共同受信施設の設置 個別受信施設の設置 有線テレビジョン放送の活用 指針等に基づく改善策の実施	鉄道施設(嵩上式、駅、変電所、 保守基地)の存在に係る電波障害 への影響について、一部の地域に おいて影響があると予測したもの の、左記に示す環境保全措置を確 実に実施することから、電波障害 に係る環境影響の回避又は低減が 図られていると評価する。	計画しない。

表1-1(17) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目		影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
	環境要素の区分	環境要素の区分						
土壤に係 る環境そ の他の環 境	文化財	【文献調査】 鉄道施設（トンネ ル、地表式又は掘 削式、嵩上式、駅、 変電所、保守基地） の存在	指定等文化財は、回避する計 画としているため、影響はないと予 測する。 埋蔵文化財は、包蔵地の一部が 改変される可能性があるが、文化 財保護法等の関係法令に基づき必 要となる関係機関への手続きを行 い、試掘・確認調査を実施したう えで、必要により文化財としての 価値を後世に継承するために発掘 調査を実施することから、影響は 小さいと予測する。	適切な構造及び工法の採用 試掘・確認調査及び工法の採用 施 遺跡の発見に関する届出	左記の環境保全措置を確実に実 施することから、鉄道施設（トン ネル、地表式又は掘削式、嵩上式、 駅、変電所、保守基地）の存在に係 る文化財への影響の回避には低減 が図られていると評価する。			計画しない。
磁界	列車の走行（地下 を走行する場合を 除く。）	【文献調査】 文献調査により、土地利用関連 の文献、資料を収集し、整理した。 また、文献調査の補完及び現況把 握のため、現地踏査を行った。	ビオ・サバールの法则を用いて 各予測地点に関する磁界の強さを 算出し、予測値とした。	列車の走行に係る磁界の影響 は、「特殊鉄道に関する技術上の基 準を定める告示の解釈基準」に基 づく基準値よりも十分小さく、事 業者により実行可能な範囲内で磁 界の影響を回避又は低減している ことから、特段の環境保全措置は 実施しない。	①回避又は低減に係る評価 は、基準値よりも十分小さく、回避又 は低減が図られていると評価す る。 ②基準又は目標との整合性の検討 予測結果は、基準値を下回り、十 分小さい値を示したことから、列 車の走行（地下を走行する場合を 除く。）に係る磁界は、基準との整 合が図られていると評価する。			計画しない。

表 1-1(18) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目	調査結果		評価結果	事後調査計画	
		環境要素の区分	影響要因の区分			
動物・植 生・生態 系	動物	重要な種及び注目すべき生息地	(工事の実施) ・建設機械の稼動 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・切土工等又は既存の工作物の除去 ・トンネルの工事 ・工事施工ヤード及び工事用道路の設置 (存在) ・鉄道施設 (トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電所、保守基地) の存在	○哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆蟲類、魚類、底生動物の状況 調査の結果、哺乳類 7 目 17 科 33 種、鳥類 17 目 49 科 151 種、爬虫類 2 目 7 科 14 種、両生類 31 目 134 科 411 種が確認された。 ○重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 重な種として、哺乳類 5 目 9 科 17 種、鳥類 12 目 23 科 50 種、爬虫類 2 目 3 科 5 種、両生類 2 目 4 科 5 種、昆蟲類 6 目 26 科 41 種、魚類 6 目 6 科 8 種、底生動物 7 目 12 科 17 種が確認した。	重要な種の生息地の全体又は一部の回避工事に伴う改変区域をできる限り小さくする。 小動物等が脱出可能な側溝の設置 資材運搬等の適正化 単純環境の整備 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 照明の漏れ出しの抑制 コンディショニングの実施 工事従事者への講習・指導 工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生息環境の確保 放流時の放流箇所及び水温の調整 付替え河川における多自然川づくり	計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、動物への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、できる限り、重要な種が生息する地域を避け、重要な種への影響の回避、低減を行っている。 付替え河川における多自然川づくりについて、保全対象種の生息状況調査を行う。

表1-1(19) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目		影響要因の区分 (工事の実施)	調査結果 予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
	環境要素の区分	重要な種及び群落					
動物・植 物・生態 系	植物	○高等植物に係る植物相の状況 現地調査において、157科1,292種の高等植物が確認された。	○高等植物に係る植物相の状況 現地調査において、157科1,292種の高等植物が確認された。 ○高等植物に係る重要な種及び群落の確認状況 文献調査及び現地調査により確認された高等植物に係る重要な種は87科250種であった。 ○植生の状況 現地調査において、合計400の植物群落及び5の土地利用が確認された。	確認された重要な種の内、高等植物18種について、157科1,292種は保全されない可能性があると予測する。	重要な種の生育環境の全体又は一部の回避工事に伴う改変区域をできる限り小さくする計画	計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を小さくする計画とし、植物への影響の回避を図っている。また、地上部区間においては、できる限り、重要な種及び群落等が生育する地域を避け、重要な種及び群落への影響の回避、低減を図っている。	移植・播種した植物の生育状況の確認調査を行う。
	生態系	・切土工等又は既存の工作物の除去 ・トンネルの工事 ・工事施工ヤード及び工事用道路の設置 （存在） ・鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駆、変電所、保守基地）の存在	・外来種の拡大抑制 放流時の放流箇所及び水温の調整 重要な種の移植・播種 文献調査及び現地調査により重要な群落は確認されなかつた。		一部の種については、生育環境の一部が保全されない可能性があると予測されたが、工事従事者への講習・指導等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避、低減に努める。	なお、重要な種の移植・播種については、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。	このことから、植物に係る環境影響の回避又は低減が図られないと評価する。

表 1-1(20) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目		調査結果 ○動植物、その他の自然環境に係る概況地勢状況から対象事業実施区域を3地域に区分を行い、さらに地形及び水系の自然環境の類型化から、地域を特徴づける生態系を6類型に区分した。	予測結果 ○地域を特徴づける生態系への影響	環境保全措置 注目種の生息地の全体又は一部の回避工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	評価結果 計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、注目種等への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間ににおいては、注目種等が生育する地域を避け、注目種等への影響の回避、低減を図っている。また、ケンジボタルが保全されない可能性がある。一方で、改変設沈砂池の設置、汚濁処理施設及び建設機械の採用により、一部改変されるが、注目種のハビットへは保全され、生態系を構成する主な生息・生育基盤は、周辺に広く分布するため、生態系は保全されると予測する。	事後調査計画 営渠地の整備を行なうオオタカ、クマタカについて生息状況調査を行う。付替え河川における多自然川づくりについて、保全対象種の生息状況調査を行う。また、ケンジボタルが保全されない可能性がある。一方で、改変設沈砂池の設置、汚濁処理施設及び建設機械の採用により、一部改変されるが、注目種のハビットへは保全され、生態系を構成する主な生息・生育基盤は、周辺に広く分布するため、生態系は保全されると予測する。
	環境要素の区分	地域を特徴づける生態系					
動物・植物 生態系	(工事の実施) ・建設機械の稼動 ・資材及び機械の運搬 ・運搬に用いる車両の運行 ・切土工等又は既存の工作物の除去 ・トンネルの工事 ・工事施工ヤード及び工事用道路の設置 (存在) ・鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電所、保守基地）の存在	- 山地の生態系 - 里地・里山の生態系 - 河川、河川敷及び耕作地 - 里地・里山の生態系 - 果樹園の生態系 - 巨摩・赤石地域 - 里地・里山の生態系 - 山地の生態系	- 地域を特徴づける生態系への影響 ○地域を特徴づける生態系への影響	- 地域を特徴づける生態系への影響 ○地域を特徴づける生態系への影響	- 小動物が脱出可能な廻避の設置 - 資材運搬等の適正化 - 営渠環境の整備 - 汚濁処理施設及び改変設沈砂池の設置 - 防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 - 照明の漏れ出しの抑制 - コンディショニングの実施 - 工事從事者への講習・指導 - 工事施工ヤード等の林縁保護植栽 - 放流時の放流箇所及び水温の調整 - 付替え河川における多自然川づくり	- 大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、注目種等への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間ににおいては、注目種等が生育する地域を避け、注目種等への影響の回避、低減を図っている。また、ケンジボタルが保全されない可能性がある。一方で、改変設沈砂池の設置、汚濁処理施設及び建設機械の採用により、一部改変されるが、注目種のハビットへは保全され、生態系を構成する主な生息・生育基盤は、周辺に広く分布するため、生態系は保全されると予測する。	- 営渠地の整備を行なうオオタカ、クマタカについて生息状況調査を行う。付替え河川における多自然川づくりについて、保全対象種の生息状況調査を行う。また、ケンジボタルが保全されない可能性がある。一方で、改変設沈砂池の設置、汚濁処理施設及び建設機械の採用により、一部改変されるが、注目種のハビットへは保全され、生態系を構成する主な生息・生育基盤は、周辺に広く分布するため、生態系は保全されると予測する。
動物・植物 生態系	(工事の実施) ・建設機械の稼動 ・資材及び機械の運搬 ・運搬に用いる車両の運行 ・切土工等又は既存の工作物の除去 ・トンネルの工事 ・工事施工ヤード及び工事用道路の設置 (存在) ・鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電所、保守基地）の存在	- 山地の生態系 - 里地・里山の生態系 - 河川、河川敷及び耕作地 - 里地・里山の生態系 - 果樹園の生態系 - 巨摩・赤石地域 - 里地・里山の生態系 - 山地の生態系	- 小動物が脱出可能な廻避の設置 - 資材運搬等の適正化 - 営渠環境の整備 - 汚濁処理施設及び改変設沈砂池の設置 - 防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 - 照明の漏れ出しの抑制 - コンディショニングの実施 - 工事從事者への講習・指導 - 工事施工ヤード等の林縁保護植栽 - 放流時の放流箇所及び水温の調整 - 付替え河川における多自然川づくり	- 小動物が脱出可能な廻避の設置 - 資材運搬等の適正化 - 営渠環境の整備 - 汚濁処理施設及び改変設沈砂池の設置 - 防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 - 照明の漏れ出しの抑制 - コンディショニングの実施 - 工事從事者への講習・指導 - 工事施工ヤード等の林縁保護植栽 - 放流時の放流箇所及び水温の調整 - 付替え河川における多自然川づくり	- 小動物が脱出可能な廻避の設置 - 資材運搬等の適正化 - 営渠環境の整備 - 汚濁処理施設及び改変設沈砂池の設置 - 防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 - 照明の漏れ出しの抑制 - コンディショニングの実施 - 工事從事者への講習・指導 - 工事施工ヤード等の林縁保護植栽 - 放流時の放流箇所及び水温の調整 - 付替え河川における多自然川づくり	- 小動物が脱出可能な廻避の設置 - 資材運搬等の適正化 - 営渠環境の整備 - 汚濁処理施設及び改変設沈砂池の設置 - 防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 - 照明の漏れ出しの抑制 - コンディショニングの実施 - 工事從事者への講習・指導 - 工事施工ヤード等の林縁保護植栽 - 放流時の放流箇所及び水温の調整 - 付替え河川における多自然川づくり	- 小動物が脱出可能な廻避の設置 - 資材運搬等の適正化 - 営渠環境の整備 - 汚濁処理施設及び改変設沈砂池の設置 - 防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 - 照明の漏れ出しの抑制 - コンディショニングの実施 - 工事從事者への講習・指導 - 工事施工ヤード等の林縁保護植栽 - 放流時の放流箇所及び水温の調整 - 付替え河川における多自然川づくり

表1-1(21) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分		項目	影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
環境要素の区分		環境要素の区分	(工事の実施)					
動物・植 物系	・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・切土工等又は既存の工作物の除去 ・トンネルの工事 ・工事施工ヤード及び工事用道路の設置 (存在) ・鉄道施設 (トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電所、保守基地) の存在	東部・御坂地域	- 山地の生態系 上位性：ホンドタスキ、クマタカ 典型性：ホンドヒメネズミ、シジエウカラ、アズマヒキガエル	甲府地域 - 河川、河川敷及び耕作地の生態系 工事の実施、鉄道施設の存により、一部改変されるが、注目種のハビタットへは保全され、生態系を構成する主な生息・生育基盤は、周辺に広く分布するため、生態系は保全されると予測する。				
		甲府地域	- 里地・里山の生態系 上位性：カワネズミ、フクロウ 典型性：ホンドアカネズミ、シジエウカラ、ゲンジボタル	- 果樹園の生態系 工事の実施、鉄道施設の存により、一部改変され、オオタカのハビタットの一部が保全されない可能性がある。したがって、生態系の一部は保全されないと予測する。				
		甲府地域	- 河川、河川敷及び耕作地の生態系 上位性：ホンドキツネ、オオバズク 典型性：ホンシュウカラヤネズミ、ニホンアマガエル、オイカラ、カララバッタ	巨摩・赤石地域 - 里地・里山の生態系 工事の実施、鉄道施設の存により、一部改変され、サシバ、ミゾゴイのハビタットの一部が保全されない可能性がある。したがって、生態系の一部は保全されない可能性があると予測する。				
		甲府地域	- 里地・里山の生態系 上位性：ホンドキツネ、サシバ 典型性：ミゾゴイ、シジュウカラ、アカハライモリ、オオムラサキ	- 山地の生態系 上位性：ホンドキツネ、クマタカ 典型性：ニホンツキノワグマ、カジカガエル、クリコナラ群集				

表 1-1(22) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素の区分	項目	環境要素の区分	影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
人と自然との触れ合いの確保	景観	資源及び機械の運搬に用いる車両の運行	【文献調査】 調査地域内における景観資源計9箇所、主要な眺望景観計15箇所、日常的な眺望景観計19箇所を調査した。 【現地調査】 文献調査で把握した各眺望点について、関係市町村へのヒアリング調査及び現地調査により景観資源9箇所、主要な眺望景観15箇所を選定した。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮により車両が規認されるものの、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮等の環境保全措置を実施することにより、景観の変化は少ないと予測する。	資材及び機械の運搬による車両の運行計画の配慮により車両が規認されるものの、景観の変化は少ないと予測する。	左記の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬による車両の運行に係る景観等に係る環境影響の低減が図られていると評価する。	左記の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬による車両の運行に係る景観等に係る環境影響の低減が図られないと評価する。	計画しない。
人と自然との触れ合いの確保	資源及び機械の運搬に用いる車両の運行	鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電所、保守基地）の存在	景観資源等計6箇所で一部が改変されるものの、改変はごくわずかであり、景観資源等の価値を大きく損なうものではないと予測する。 眺望景観等については、現在の景観に構造物が加わるが、眺望景観等の変化の程度は小さいため、眺望景観等に与える影響は小さいと予測する。また、一部の眺望景観等については、現在の景観と調和の取れた新たな景観となっている。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする構造物の形状の配慮	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする構造物の形状の配慮	左記の環境保全措置を確実に実施又は掘削式、嵩上式、駅、変電所、保守基地）の存在に係る景観等に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。	左記の環境保全措置を確実に実施することから、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電所、保守基地）の存在に係る景観等に係る環境影響の回避又は低減が図られないと評価する。	計画しない。
人と自然との触れ合いの確保	資源及び機械の運搬に用いる車両の運行	人との活動の場	【文献調査】 調査地域内における人と自然の触れ合い活動の場を計14箇所選定し、その概況について調査した。 【現地調査】 文献調査で把握した人と自然の触れ合い活動の場を関係市町村へのヒアリング調査及び現地調査による写真撮影により、利用の状況、利用環境の状況について調査した。	資源及び機械の運搬による車両の運行計画の配慮により車両が規認されるものの、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮等の環境保全措置を実施することにより、利用性、快適性の変化は少なく、影響は小さいと予測する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする切土のり面等の縁化による堆生復元、仮設物の色合いへの配慮	左記の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬による車両の運行に係る人との触れ合いの活動の場に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。	左記の環境保全措置を確実に実施することから、工事用道路及び工事用道路の設置に係る人との触れ合いの活動の場に係る環境影響の回避又は低減が図られないと評価する。	計画しない。
人と自然との触れ合いの確保	資源及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事施工ヤード及び工事用道路の設置	工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い、一部で改変が生じるが、工事に伴う改変区域をできる限り小さくするなどの環境保全措置を実施することにより、利用性、快適性の変化は少なく、影響は小さいと予測する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする切土のり面等の縁化による堆生復元、仮設物の色合いへの配慮	左記の環境保全措置を確実に実施することから、工事用道路（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電所、保守基地）の存在に係る人との触れ合いの活動の場に係る環境影響の回避又は低減が図られないと評価する。	左記の環境保全措置を確実に実施することから、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電所、保守基地）の存在による近傍の風景への調和の配慮	左記の環境保全措置を確実に実施することから、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電所、保守基地）の存在による近傍の風景への調和の配慮	計画しない。
人と自然との触れ合いの確保	資源及び機械の運搬に用いる車両の運行	鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電所、保守基地）の存在						

表1-1(23) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目 環境要素の区分	影響要因の区分 環境要素の区分	調査結果 予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
環境への 負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副 産物	切土等又は既存の 工作物の除去	建設発生土の再利用 建設汚泥の脱水処理 副産物の分別、再資源化 発生土を有効利用する事業者への情 報提供	建設工事に伴う副産物として、 建設発生土のほか、建設廃棄物と して建設汚泥、コンクリート塊及 び建設発生木材等の発生が見込まれ るが、建設工事に係る資材の再 資源化等に関する法律等の関係法 令、要綱及び指針等に基づき発生 を抑制し再使用又は再利用すると ともに、その処理に当たっては適 正処理を図る。	左記の環境保全措置を確実に実 施する。なお、再利用及び再資源化 できぬ場合は、廃棄物の処理及 び清掃に關する法律等の関係法令 を遵守し適正に処理、処分すると ともに、基準不適合土壤が発見さ れた場合には、土壤汚染対策法ほ か、関係法令等を遵守し適正に処 理、処分する。 また、副産物の減量化、再資源化 にあたっては、「山梨県建設リサイ クル推進計画2011」（平成23年3 月、山梨県）を目標として実施する ことから、廃棄物に係る環境影響 の低減が図られていると評価す る。
トンネルの工事	なし			建設発生土の再利用 建設汚泥の脱水処理 副産物の分別、再資源化 発生土を有効利用する事業者への情 報提供	建設工事に伴う副産物として、 建設発生土のほか、建設廃棄物と して建設汚泥及びアスファルト・ コンクリート塊等の発生が見込まれ るが、建設工事に係る資材の再 資源化等に関する法律等の関係法 令、要綱及び指針等に基づき発生 を抑制し再使用又は再利用すると ともに、その処理に当たっては適 正処理を図る。	左記の環境保全措置を確実に実 施する。なお、再利用及び再資源化 できぬ場合は、廃棄物の処理及 び清掃に關する法律等の関係法令 を遵守し適正に処理、処分すると ともに、基準不適合土壤が発見さ れた場合には、土壤汚染対策法ほ か、関係法令等を遵守し適正に処 理、処分する。 また、副産物の減量化、再資源化 にあたっては、「山梨県建設リサイ クル推進計画2011」（平成23年3 月、山梨県）を目標として実施する ことから、廃棄物に係る環境影響 の低減が図られていると評価す る。
廃棄物等	鉄道施設(駅)の供 用		なし	一般廃棄物及び産業廃棄物の發 生が見込まれるが、廃棄物の処理 及び清掃に關する法律等の関係法 令、要綱及び指針等に基づき発生 を抑制し再使用又は再利用すると ともに、その処理に当たっては適 正処理を図る。	一般廃棄物の分別、再資源化 廃棄物の処理、処分の円滑化	左記の環境保全措置を確実に実 施することから、廃棄物に係る環 境影響の低減が図られていると評 価する。なお、再利用及び再資源化 できぬ場合は、廃棄物の処理及 び清掃に關する法律等の関係法令 を遵守し適正に処理、処分する。 したがって、廃棄物に係る環境 影響の低減が図られていると評価 する。

表 1-1(24) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目		調査結果 予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
	環境要素の区分	環境要素の区分				
環境への 負荷	温室効果ガス 負荷	建設機械の稼働、 資材及び機械の運 搬に用いる車両の運 行、建設資材の使 用及び廃棄物の発 生	建設機械の稼働、 資材及び機械の運 搬に用いる車両の運 行、建設資材の使 用及び廃棄物の発 生	建設機械の稼働、 資材及び機械の運 搬に用いる車両の運 行、建設資材の使 用及び廃棄物の発 生	低炭素型建設機械の採用 高負荷運転の抑制 工事規模に合わせた建設機械の設定 建設機械の点検及び整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の 点検・整備による性能維持 低燃費車種の選定、積載の効率化、運 搬計画の合理化による運搬距離の最 適化 工事従事者への講習・指導 副産物の分別・再資源化	左記の環境保全措置を確実に実 施することから、温室効果ガスに 係る環境影響の低減が図られてい ると評価する。
	鉄道施設(駅)の供 用	なし	鉄道施設(駅)の供用により温室 効果ガスの発生が見込まれるが、 適切な環境保全措置を実施するこ とにより、更なる低減が図られる と予測する。	省エネルギー型製品の導入 温室効果ガスの排出抑制に留意した 施設の整備や管理 設備機器の点検及び整備による性能維持 廃棄物の分別・再資源化 廃棄物の処理・処分の円滑化	左記の環境保全措置を確実に実 施することから、温室効果ガスに 係る環境影響の低減が図られてい ると評価する。	計画しない。